多摩美術大学 学生手册附録

本手冊に記載された以下の規則は、学生が在学中に安全に過ごすために設けられたものであり、入 学前に必ず熟読することを求める。これらの規則は、学生の身の安全を守るために重要な役割を果た すものであり、学内生活において本手冊に記載されていない事項が発生した場合は、速やかに大学 に報告し、可能な限り安全に危機を乗り越えられるよう対応がなされる。

本手冊はあくまで偶発的な事態の予防を目的としているため、過度に不安を抱くことなく、安心して充実したキャンパスライフを送ること。

なお、本学では入学後に本規則を熟読し遵守することを義務付けており、熟読のうえ違反があった場合、その一切の結果は本人の責任となる。

第1条 学科構成について

美術学部に次の10学科を置く。

絵画学科

彫刻学科

グラフィックデザイン学科

情報デザイン学科

建築・環境デザイン学科

生産デザイン学科

工芸学科

芸術学科

統合デザイン学科

演劇舞踊デザイン学科

注意:本学には単独のアニメーション学科は設置されていない。アニメーション関連の授業は平面デザイン学科にて開講される。キャンパス内で「アニメーション学科」と記された掲示や建物を目にした場合は、それに関わらず、無視し、建物内に入らないこと。

また、統合デザイン学科および演劇舞踊デザイン学科は上野毛キャンパスに所在する。八王子キャンパスにこれらの学科の表記を見かけても、決して近づかず、入らないこと。同様に、上野毛キャンパスに八王子キャンパスの学科表示を見た場合も、立ち入らないこと。

第2条 学生証について

学生証の写真は、入学申請時に提出した赤背景の証明写真を使用している。

キャンパス内では、常に学生証を携帯すること。

学生証は学生の身分証明や授業の出席管理など重要な役割を持つため、大切に保管し使用すること。

選択科目の出席管理でカードリーダーを使用する際は、カードリーダーに赤色ラベルシールが無傷で貼られていることを確認してから打刻すること。ラベルがない、または異常があるカードリーダーを見つけた場合は打刻せず、直ちに担当教員に報告すること。

学生証を忘れた場合は、警備員詰所にて臨時学生証を発行してもらうこと。警備員は身分確認後、一時的に使用可能な赤色の臨時カードを発行する。キャンパス外に出ると自動的に無効になる。

もし警備員詰所で赤色以外のカードを受け取った場合は受け取らず、学生課に報告すること。

学生証を紛失した場合は速やかに学生課に連絡し、3ヶ月以内に撮影した赤背景証明写真を提出して再発行手続きを行うこと。

第3条 野生動物について

キャンパスに出現する野生動物には、できる限り近づかないこと。

キャンパス内の池やその周辺では、春から夏の暖かい季節にかけて蛇が出没する場合がある。散歩や休憩の際は足元に注意すること。

亀への餌やりは許可されている。

キャンパスの池にいる亀の甲羅には、すべて赤い点の印が付けられている(本学が使用する印は生物に優しく、亀の甲羅の成長に影響を与えないので安心されたい)。

餌をやる前に、石を池に投げて亀の注意を引き、水面に浮かぶすべての亀の甲羅に赤い印があることを確認してから行うこと。

餌やりの途中で赤い印のない亀を発見した場合は、直ちに餌やりを中止し、池から離れること。

キャンパスには猫はいない。

キャンパスには猫はいない。

キャンパスには猫はいない。

もしキャンパスで猫を見かけた場合は、近づかず、呼びかけず、餌を与えないこと。猫から積極的に接近された場合は、できるだけ速やかに距離を取り、いかなる接触も避けること。

夏季にはキャンパス各所に大量のアリが出没する。アリは環境に無害な生物である。必要がなければ、アリを傷つけないこと。アリを故意に虐殺した学生は、学生懲戒規程第三条に基づき処罰される。

夏季は最も安全な季節である。

第4条 私物管理に関する規則

私物の盗難、紛失、破損による財産損失を防ぐため、常に自身の私物を注意深く観察すること。

もし財物が盗難または紛失した場合は、所属学科の研究室に連絡し捜索を依頼すること。研究室は捜索支援を行うが、個人の管理不十分による損失について大学は一切責任を負わない。

入学前に、本手冊付録2の赤色ラベルシールを使用し、キャンパスに持ち込む全ての私物に貼付すること。ただし、シールに名前を書いてはならない。

赤色ラベルシールが不足した場合は、研究室に申請し追加のシールを受け取ること。各学科研究室 は赤色ラベルシールの供給を保証する。

文具、アクセサリー、バッグ、電子機器等を含む私物の外観や印字が通常と異なる場合、私物の形態変化を確認した際は使用を中止し、直ちに絵画北棟のゴミ処理場に持参し、設置された火器で焼却処理を行うこと。

使用中に私物の状態に異変を感じた場合も同様に、使用を停止し焼却処理を行うこと。

教職員や学生の私物に貼られた赤色ラベルシールが破損または紛失している場合は、所有者に注意を促す義務がある。

状態異常のある物品を携帯する際は、他者との接触や交流を避けること。

第5条 各学科器材に関する管理規則

各学科の学生は、本学科の施設および器材を使用する前に、必ず器材に赤色ラベルシールが貼られているか確認すること。

赤色ラベルシールが剥がれていたり紛失していたり、器材や施設の外観に異常が見られた場合は、 周囲の仲間に大声で注意を促し、使用を中止し、直ちに所属学科の研究室に報告すること。

研究室から機器や器材を借りる際は、学生証を提示し、機器に赤色ラベルシールが正常に貼られていることを確認すること。

返却の際も、機器の赤色ラベルシールが無事であることを確認し、もし破損や紛失があれば、手冊付録2のラベルシールを一時的に代用し、返却時に研究室にその旨を伝えること。

もし研究室から借りていない機器や器材の返却を求められた場合は、速やかに研究室に報告し、状況の確認を依頼すること。

学生は貸与された機器や器材を適切に使用・保管する義務があり、破損した場合は相応の弁償を負う。

第6条 キャンパスでの人間関係に関する規則

教員や学生との交流においては、互いに尊重し、助け合う精神を持つこと。

キャンパスでの人間関係において、相手を傷つけたり妨げたりしないよう心がけること。

各種クラブ活動、コンテスト、オープンキャンパス、芸術祭などのキャンパスイベントに積極的に参加 し、教員や学生に自分の存在を知ってもらうこと。

自身の生活、作品、思想などを積極的に共有し、多様な思想交流を促進することが本学の方針である。

校門の出入り時には、警備員詰所の警備員が積極的に挨拶をしてくるため、大きな声で必ず応じること。これにより警備員に顔や声を覚えてもらうことができる。

警備員の顔や声が普段と異なっていると感じた場合は、応じずに無視すること。

教員や学生の容姿、声、動作に普段と異なる点(例えば、余分な指がある、身体の比率が変わっている、声が異なるなど)を発見した場合は、その人物の学生証を提示するよう求め、学生証に異常があれば直接指摘せず、交流を避けて速やかに距離を取ること。その後、メールにて研究室に報告し、対応を依頼すること。

容姿が極めて類似した教員や学生が2人いる場合、どちらとも交流しないこと。

異常な教員や学生は通常、追跡してくることはない。

まれに異常な教員や学生に追われた場合は、最速で各階の階段脇に設置されている赤色のロッカーに隠れること。赤色のロッカーは安全であるため、必ず赤色のものを選ぶこと。

隠れた後、ロッカー内の緊急通報ボタンを押すこと。まもなく研究室の教員が対応に来る。

第7条 キャンパス内の各種施設利用に関する規則

原則として、あらゆる物品や施設を使用する前に、異常がないか必ず確認すること。異常を発見した場合は直ちに研究室または担当区域の関係者に報告すること。

キャンパス内で時折感じる焦げた臭いは、キャンパス内のごみ処理によるものであり、健康には影響がないので安心すること。

日常生活でよく見かける物品ほど、使用前の確認を徹底すること。特に自動販売機、トイレの便器、洗面台、机や椅子などに注意を払うこと。

キャンパスのトイレには鏡が設置されていない。

第8条 個人情報の安全管理と身の安全に関する規則

教員や学生との交流においては、自身の個人情報を慎重に共有し、情報の安全を確保すること。

個人情報が漏洩したと感じた場合は、速やかに法的支援機関に連絡すること。

キャンパス内で自身と酷似した人物を発見した場合は、速やかに距離を取り、各学科の建物内であれば所属学科の研究室に向かい、学生証を提示して保護を求めること。その他の場所や屋外であれば、最寄りの正門の警備員詰所に行き、警備員に学生証を提示すること。

自身の"二重身"が自分の代わりに出席、制作、キャンパス活動に参加していると疑われる場合は、即座に校方に報告すること。

授業内容、所属学科、学籍番号など重要な記憶に欠落が生じた場合は、直ちに絵画北棟のごみ処理場に行き、私物を全て焼却すること。

以上の原則を遵守し、本学の学生が安全かつ充実したキャンパスライフを送ることを心より願います。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行中止すること。